

第2章 新しい在留管理制度等

1 新しい在留管理制度

平成21年7月15日に公布された「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき、日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号）」により、2012年から在留管理制度が変更されました。

日本に中長期（3月以上）在留する外国人留学生は、新しい在留管理制度の対象者になるので注意が必要です。対象者には氏名等の基本的な身分事項や在留資格、在留期間が記載され、顔写真が貼付された「在留カード」が交付されます。

(1) 渡日時（入学時）の手続き

入国後、旅券に上陸許可の証印をするとともに、上陸許可によって中長期在留者となった人には在留カードが交付されます（一部空港に限定されています）。

その後、住居地を定めてから14日以内に、在留カードを持参の上、住居地を市区町村に届け出ます（入国審査の際に在留カードが交付されなかった人は、旅券を持参の上、住居地の届出をすることにより、後日、在留カードが郵送されます）。

この手続きを行うことで、身分事項、居住関係等が明らかになり、その地域の医療、福祉、教育、行政等のサービスを受けることができます。

(2) 在学中の手続き

在留カードに記載されている居住地に変更（転入・転居）があった場合は市役所へ、在留資格の変更、在留期間の更新等に変更があった場合は入国管理局へ届け出てください。また、在留カードを紛失した場合には速やかに入国管理局で再交付申請を行ってください。

(3) 住民票記載事項証明書・住民票の写し

在留カードの交付対象となる人は、住民基本台帳法に基づき、住居の市区町村で住民票が作成され、市区町村の窓口で住民票記載事項証明書・住民票の写しの交付を受けることができます。外国人住民に係る住民票には、日本人と同様に氏名、出生の年月日、男女の別、住所等の基本事項に加え、国民健康保険や国民年金等の被保険者に関する事項が記載されます。さらに外国人住民特有の事項として、国籍、在留資格、在留期間及び在留期間の満了の日並びに在留カードの番号が記載されます。住民票記載事項証明書及び住民票の写しの発給申請のできる方は、ご本人、ご本人と同居のご家族、委任状を所持する代理人に限られます。

□参考

- ・法務省 入国管理局（新しい在留管理制度について）

http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_1/index.html

- ・山形市公式ホームページ（住民票の写しの交付）

<http://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp/kurashi/sub1/shomei/ae46ajyuuminnyou.html>

- ・総務省ホームページ（外国人住民に係る住民基本台帳制度について）

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/zairyu.html

2 在留期間の更新

留学生ビザ（在留資格「留学」）で日本に在留を許可される期間は、上陸許可を受けた日から4年3月、4年、3年3月、3年、2年3月、2年、1年3月、1年、6月または3月です。この期間を超えて在学する場合は、その期間内に所定の手続きにより更新しなければなりません。

この手続きのためには、在留期間の満了する日の3ヶ月前から、満了する日までに、入国管理局へ次の書類を提出しなければなりません。

【必要書類】

①在留期間更新許可申請書（1通）

※本人が作成する書類（法務省ホームページからダウンロードが可能）の他に、所属機関で作成する書類が必要です。

②在学証明書（在学期間の明記されたもの）（1通）

③旅券（パスポート）（提示）

④在留カード（提示）

⑤学業成績証明書（正規生の場合）

大学の学部等の機関が発行した研究内容についての証明書（非正規生の場合）

（どちらか1通）

⑥日本在留中の経費支弁能力を証する文書

⑦更新手数料（収入印紙4,000円）

※日本で発行される証明書は全て、発行日から3ヶ月以内のものを用意してください。

※学部から大学院へ進学する方が更新手続きをする場合には、合格通知書の他に卒業見込証明書及び入学予定証明書等の提出を求められることがあります。

（提出先）

【山形地区・米沢地区】

・仙台入国管理局 〒983-0842 宮城県仙台市宮城野区五輪1-3-20
仙台第二法務合同庁舎内（TEL）022-256-6076

【鶴岡地区】

・酒田港出張所 〒998-0036 山形県酒田市船場町2-5-43

□参考

・法務省 ホームページ

(日本での活動内容に応じた資料 [在留期間更新許可申請] 『留学』)

http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/ZAIRYU_KOSHIN/zairyu_koshin10_01.html

3 一時出国及び再入国

夏休みなどを利用して、一時日本を離れ、自国に帰ったり、外国を旅行する場合には、大学の指導教員の許可の他、学生課留学支援担当(小白川地区)、所属学部の担当にも「一時帰国・海外旅行届」を届け出てください。なお、「みなし再入国許可」の制度が導入されたことで、有効な旅券及び在留カードを所持する外国人の方が、出国する際、出国後1年以内に本邦での活動を継続するために再入国する場合は、原則として再入国許可を受ける必要がなくなります。一時出国及び再入国の時には、在留カードを所持するよう

にしてください。
再入国許可申請に必要な書類等は、次のとおりです。

□参考

・法務省 ホームページ (みなし再入国許可制度について)

http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_1/point_3-4.html

4 在留資格の変更

留学生は、「留学」の在留資格が与えられますが、仮に「留学」以外の在留資格で入学した場合、または、現に有する在留資格に属する活動を止めて、新しい別の活動を行う場合(日本国内で就職する場合等)は、学生課留学支援担当(小白川地区)、所属学部の担当に相談するとともに、入国管理局で変更の手続きをしてください。

在留資格変更申請に必要な書類等は、次のとおりです。

なお、卒業・修了後も日本国内で就職活動を継続する方(「特定活動」)は、第10章「就職」(2)卒業・修了後に就職活動を継続する場合についてを参照してください。

【必要書類】

①在留資格変更許可申請書(1通)

※本人が作成する書類(法務省ホームページからダウンロードが可能)の他に、所属機関で作成する書類が必要です。

②旅券(パスポート)(提示)

③在留カード (提示)

④入学許可証の写し (「留学」以外の在留資格で入学した場合)

⑤在学証明書 (申請時、在学している者)

⑥研究内容記載事項証明書 (研究生のみ; 期間・指導教員等が明記されたもの)

⑦申請手数料 (収入印紙 4,000 円)

※提出先は「2 在留期間の更新」を参照してください。

□参考

・法務省 ホームページ (在留資格変更許可申請)

<http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-2.html>

5 在留資格外の活動

留学生は、勉学または研究を目的としており、出入国管理及び難民認定法に基づき、「留学」ビザを取得していますが、このビザは就労はもちろんのこと、勉学または研究以外の活動は一切できません。

しかしながら、学費その他の諸経費を補うためにアルバイトが必要な場合には、勉学に支障のない範囲で、資格外活動として認められる場合がありますので、学生課留学支援担当 (小白川地区)、各学部の担当に相談してください。

アルバイトは、1 週について 28 時間以内 (夏季休業等長期休業期間は 1 日 8 時間以内) で、収入を伴う事業の運営または報酬活動で風俗またはその関連事業以外であることが条件です。

資格外活動許可申請に必要な書類等は、次のとおりです。

【必要書類】

①資格外活動許可申請書 (1 通)

※法務省 ホームページからダウンロードが可能です。

②旅券 (パスポート) (提示)

③在留カード (提示)

□参考

・法務省 ホームページ (資格外活動許可申請)

<http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-8.html>

6 家族滞在に対する諸手続きについて

本国にいる家族を呼びよせるには、在留資格認定証明書交付申請が必要となります。

その際の申請書、提出書類一覧は学生課留学支援担当にあります。出身国により異なりますので、入国管理局担当者の指示に従ってください。
家族滞在に対する認定許可申請に必要な書類等は、次のとおりです。

【必要書類】

- ①在留資格認定証明書交付申請書
- ②日本へ来る家族の写真（たて4cm×よこ3cm）1枚
（最近6ヶ月以内に撮影し、上半身・無帽・無背景のもの）
- ③親族関係を証明するもの
 - ・戸籍謄本、婚姻届受理証明書
 - ・出生証明書 ※中国の場合は公証書
 - ・結婚証明書 ※中国の場合は公証書
- ④扶養者の在留状況に関するもの
 - ・在学証明書
 - ・在留カードとパスポートの写し
- ⑤生活費等の支弁能力に関するもの
 - ・奨学金給付証明書（給付金額及び給付期間を明示したもの）
 - ・扶養者名義の預金残高証明書または預金通帳の写し
 - ・その他、扶養者の生活費等の支弁能力を明らかにする文書
- ⑥その他
必要に応じて当局が提出を求める文書等
- ⑦切手（430円分）を貼付した返信用封筒（たて23.5cm×よこ12cm（長形3号））

*各証明書は、3ヶ月以内に発行されたもの

*各書類が日本語以外のものは翻訳文を添付すること

7 留学生またはその配偶者の出産

(1)母子健康手帳の交付手続

留学生またはその配偶者が妊娠した場合には、妊娠中の母体の管理及び胎児から6才までの子供の発育状況等を管理するための母子健康手帳の交付を受けることができます。

この手帳は、定期検診、予防接種時にも活用ができ、育児の説明書も記載されています。

交付を希望する場合には、病院等に備え付けてある申請書に押印し、出産予定日を証明するものを添えて市役所で手続きしてください。

(2) 出生届について

子供を出産した場合には、出産日から14日以内に出生届を提出しなければなりません。

(3) 入国管理局への届け出について (在留資格取得申請)

出生した日から60日以上在留する場合には、在留資格を取得しなければなりません。

また、出生児が出国する際、旅券が必要になるので、出生日から30日以内に出生届または出生届受理証明書を添えて入国管理局に申請し、必ず出生児の旅券を取得してください。

(4) 出生児の住民登録について

出生児が90日以上滞在する場合には、出生日から60日以内に出生届、旅券を添えて、住民登録を行わなければなりません。

また、この際、出身国によって制度が異なりますので、自国の大使館または領事館に問い合わせてください。

事項	山形市	米沢市	鶴岡市
電話番号(代表)	023-641-1212	0238-22-5111	0235-25-2111
外国人住民の居住地届出	市民課 (内線 342)	市民課窓口 (内線 3117) (7番窓口)	市民課戸籍係 (内線 117)
母子健康手帳 交付手続き	山形市保健センター (霞城セントラル4F) (023-647-2280) 健康課 (市役所2F 29番窓口) (内線 374)	米沢市すこやかセンター 健康相談室 (0238-24-8181、 内線 219)	健康課母子保健係 (内線 374)
出生届	市民課 (内線 347/348)	市民課窓口係 (内線 3114 ~ 3116)	市民課戸籍係 (内線 117)

* 「日常生活について」もあわせてお読みください。

8 外国人在留総合インフォメーション

入国・在留に関する手続き等について相談に応じるため、仙台入国管理局内に、「外国人在留総合インフォメーションセンター」が開設されています。こちらは、電話による問い合わせにも応じています。気軽に利用してください。

れんらくさき
(連絡先)

「がいこくじんざいりゆうそうごう外国人留総合せんだいにゆうこくかんりきよくないインフォメーションセンター (仙台入国管理局内)」

〒 983-0842 みやぎけんせんだいしみやぎのくごりん宮城県仙台市宮城野区五輪 1-3-20 せんだいだいにほうむごうどうちようしや仙台第二法務合同庁舎 1 F

TEL : 0570-013904

かいせつじかん (開設時間 ; げつようび月曜日 ~ きんようび金曜日 8:30 ~ 17:15

しゆくじつ ※ただし、ねんまつねんし祝日、のぞ年末年始を除きます。)